

## 【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年 5 月 9 日

【届出者の氏名又は名称】 釜屋電機株式会社

【届出者の住所又は所在地】 神奈川県大和市中央六丁目 1 番 6 号PSAビルディング

【最寄りの連絡場所】 神奈川県大和市上和田2680-26 PSA DCビルディング

【電話番号】 046(204)8653

【事務連絡者氏名】 財務経理部 陳 明清

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。

【代理人の住所又は所在地】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 釜屋電機株式会社  
(神奈川県大和市中央六丁目 1 番 6 号PSAビルディング)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注 1) 本書中の「公開買付者」とは、釜屋電機株式会社をいいます。

(注 2) 本書中の「対象者」とは、双信電機株式会社をいいます。

(注 3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注 4) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注 5) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注 6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注 7) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

## 1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年3月26日付で提出した公開買付届出書(2024年4月8日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)につきまして、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。)第27条第1項に従い必要となる届出に係る所管庁による審査が完了していないことから、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を、届出当初の公開買付期間の末日である2024年5月9日から20営業日を経過した日にあたる2024年6月6日まで延長することを決定し、これに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

(2) 買付け等の価格

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

外国為替及び外国貿易法

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

四半期報告書又は半期報告書

公開買付届出書の添付書類

## 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 公開買付届出書

### 第 1 【公開買付要項】

#### 3 【買付け等の目的】

##### (1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

< 前略 >

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2024年3月25日開催の対象者取締役会において本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。対象者取締役会における意思決定に係る詳細については、対象者プレスリリース及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役(監査等委員である取締役を含む。)全員の承認」をご参照ください。

(訂正後)

< 前略 >

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2024年3月25日開催の対象者取締役会において本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。対象者取締役会における意思決定に係る詳細については、対象者プレスリリース及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役(監査等委員である取締役を含む。)全員の承認」をご参照ください。

その後、公開買付者は、2024年5月9日、本公開買付けに係る外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。)第27条第1項に従い必要となる届出に係る所管庁による審査が完了していないことから、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の末日を、届出当初の2024年5月9日から起算して20営業日を経過した日である2024年6月6日まで延長し、公開買付期間を合計50営業日とすることを含む買付条件等(公開買付期間及び決済の開始日)の変更を決定いたしました。

#### 4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

##### (1) 【買付け等の期間】

###### 【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2024年3月26日(火曜日)から2024年5月9日(木曜日)まで(30営業日)
公告日	2024年3月26日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/">https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/</a> )

(訂正後)

買付け等の期間	2024年3月26日(火曜日)から2024年6月6日(木曜日)まで(50営業日)
公告日	2024年3月26日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/">https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/</a> )

##### (2) 【買付け等の価格】

(訂正前)

算定の経緯	<p style="text-align: center;">&lt;前略&gt;</p> <p>対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>また、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日と設定しています。このように、公開買付者は、公開買付期間を法定の最短期間である20営業日よりも長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも対象者株式の買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しております。</p>
-------	--

(訂正後)

算定の経緯	<p style="text-align: center;">&lt;前略&gt;</p> <p>対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>また、公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日と設定していました。その後、公開買付者は、外為法第27条第1項に従い必要となる届出に係る所管庁による審査が完了していないことから、公開買付期間の末日を、届出当初の2024年5月9日から起算して20営業日を経過した日である2024年6月6日まで延長することを決定したため、公開買付期間は合計50営業日となりました。このように、公開買付者は、公開買付期間を法定の最短期間である20営業日よりも長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも対象者株式の買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しております。</p>
-------	--

## 6 【株券等の取得に関する許可等】

### (2) 【根拠法令】

外国為替及び外国貿易法

(訂正前)

公開買付者は、2024年3月7日付で、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。)第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されております。当該届出の受理後、2024年4月3日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の30日の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げよう連絡があったため、公開買付者は、2024年4月3日付で上記届出を取り下げ、公開買付期間中に、経済産業省の指示を受け次第速やかに、再度の届出を行うことを予定しております。

<後略>

(訂正後)

公開買付者は、2024年3月7日付で、外為法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されております。当該届出の受理後、2024年4月3日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の30日の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げよう連絡があったため、公開買付者は、2024年4月3日付で上記届出を取り下げ、公開買付期間中に、経済産業省の指示を受け次第速やかに、再度の届出を行うことを予定しておりました。その後、公開買付者は、2024年5月9日、外為法第27条第1項に従い必要となる届出に係る所管庁による審査が完了していないことから、法第27条の6第2項の規定により、公開買付期間の末日を、届出当初の2024年5月9日から起算して20営業日を経過した日である2024年6月6日まで延長することを決定いたしました。

<後略>

## 10 【決済の方法】

### (2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2024年5月16日(木曜日)

(訂正後)

2024年6月13日(木曜日)

## 第5 【対象者の状況】

### 4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

#### (1) 【対象者が提出した書類】

【四半期報告書又は半期報告書】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

事業年度 第83期第1四半期(自 2024年1月1日 至 2024年3月31日) 2024年5月15日 関東財務局長に提出予定

## 公開買付届出書の添付書類

### 公開買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2024年5月9日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2024年3月26日付「公開買付開始公告」の変更として本書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。